

主要論点の整理のための討議資料

電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会 (第4回)

●今後の利用者料金政策の在り方について

(1) プライスキャップの対象となるサービスについての考え方

1. 指定電気通信役務の考え方について 1
2. 市場支配力と関連付ける考え方について 4
3. 競争評価により画定される市場との関係について 5
4. ユニバーサルサービスと関連付ける考え方について 8

(2) 新しい料金への対応についての考え方

5. バンドル料金等について 11
6. プライスフロア（下限価格）について 14
7. 新しいビジネスモデルに対応した料金について 16

●その他 19

2008年8月25日

■指定電気通信役務の考え方について ①

指定電気通信役務の範囲の決定の手順

第1回会合資料(08.06.17)

指定電気通信役務(電気通信事業法第20条より抜粋)

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であって、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して(中略)適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。

(1) NTT東西が指定設備を用いて提供する役務について、当該役務に代わるべき電気通信役務(以下「代替役務」)が他の事業者によって十分に提供されているか分析。

① 個別の分析の対象となるNTT東西の役務の範囲(分析単位)を決定

- NTT東西が指定設備を用いて提供する役務のうち、当該分析の対象となる役務の範囲(分析範囲)を決定する。
- 同一性が高く、代替的なNTT東西の役務を(NTT東西毎に)まとめて分析単位とする。
 - ・ 同一性の高さの判断は、利用者が選択可能なサービス間にどのような利用価値の違いを見出しているのかという需要の代替性に基づき行う。
 - ・ 具体的には、その役務の内容、効用、料金、利用者層等から合理的に推測するとともに、事業者ヒアリング等を参考にする。
 - ・ NTT東西が定めている契約約款及び契約約款で定められている品目も参考にする。

② 分析単位毎に、それと代替的な他の事業者の役務の範囲を決定

③ 分析単位毎に、NTT東西の市場シェアを算出し、必要に応じ他の補足的な材料を活用しつつ、代替役務が十分に提供されているかどうか判断

- NTT東西の市場シェアが50%を超える場合
反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されないと推定する。
- NTT東西の市場シェアが10%以下の場合
反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されていると推定する。
- NTT東西の市場シェアが50%以下10%超の場合
市場シェアの推移、当該役務の料金の推移、参入事業者数、市場集中度といった補足的な材料を活用すること等により、更に詳細に分析を行う。
(略)

(2) ①当該役務の内容が利用者にとって重要なものかどうか、②当該役務の利用者の範囲等その他の事業を勘案して、指定役務として定める必要性があるか判断。

指定役務としない電気通信役務を以下のように類型化。

- (ア) 付加的な機能の提供に係る電気通信役務(利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務を除く。)
- (イ) 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務
- (ウ) 新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務

- (エ) 端末設備の提供に係る電気通信役務
- (オ) 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務
- (カ) 当該電気通信役務の内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務

■指定電気通信役務の考え方について ②

電気通信事業を取り巻く環境が、近年のブロードバンド化、IP化の進展により、市場環境が多様化・複雑化しているところ、例えば、サービス区分間の垣根が急速に失われて、従来、サービスごとに構成されていた**市場の統合(水平的市場統合)**が進展し、また、従来の通信レイヤー(物理網レイヤー及び通信サービスレイヤー)の枠を超えて、プラットフォームレイヤーやコンテンツ・アプリケーションレイヤーに到る統合的なサービス提供を行う**垂直統合型ビジネスモデル**が登場している状況下で、**設備のボトルネック性に起因する指定電気通信役務制度が今後も妥当し続けるか、検討を要する。**

☆各社意見

NTT東西

- ✓ 指定電気通信役務については、第一種指定電気通信設備を用いて提供されるサービスのうち、**市場シェアが50%を超えるか否か**を基本として判断することとされています。
- ✓ しかしながら、指定の判断にあたっては、市場シェアが50%を超えるか否かで単純に判断するのではなく、**仮にシェアが50%を超える場合であっても、市場シェアの推移、当該役務の料金の推移等を総合的に勘案し、判断**することが適当だと考えます。

KDDI

- ✓ 対象範囲(第一種指定電気通信設備を用いて提供される指定電気通信役務から特定電気通信役務を特定)や、指標(「市場シェア50%を超えるか否か」といった、セーフガード措置の対象基準は**現時点では妥当であり、変更すべき特段の必要性は見当たらない。**

テレサ協

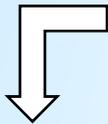
- ✓ ブロードバンド・サービスを基盤とする多様なサービスの創出が可能になり、利用者ニーズに基づくバンドル型のサービスの提供、広告収入によるコスト吸収モデルなど、新しい料金方式が出現する中で、**役務毎に利用者料金を規制する手法はますます複雑・困難**になることが予想されます。
- ✓ この点、現行の指定電気通信役務制度においては、**相対取引が許容されていることから、これに関するセーフガードを設けること**により、公正な競争ルールを整備し、料金の低廉化を実現することを政策目標とすべきと考えます。

■指定電気通信役務の考え方について ③

☆検討

○「指定電気通信役務」に該当するか否かを、指定電気通信役務が「**当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないこと**」を勘案して(電気通信事業法第20条)いることにかんがみ、**市場シェアが50%を超えるか否か**を基本として判断していることについて、**閾値そのものについては特段の異論はなく、今後とも採用すべきものと考えられるのではない**か。

○NTT東西の指摘:



NTT東西の市場シェアが50%を超える場合、「**反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されないと推定**」され、また、市場シェアが50%以下10%超の場合、「**市場シェアの推移、当該役務の料金の推移、参入事業者数、市場集中度といった補足的な材料を活用すること等により、更に詳細に分析を行う**」とされている(1頁参照)ことについて、仮にシェアが50%を超える場合であっても、**市場シェアの推移、当該役務の料金の推移等を総合的に勘案すべき**。

NTT東西の市場シェアが50%を超える場合、「**反対の判断をする特段の事情**」があれば代替役務が提供されていると推定することとなるが、**特段の事情の存否については、一義的にはNTT東西が挙証することとなり、その場合、NTT東西が指摘するような市場シェアの推移、当該役務の料金の推移等を勘案することを妨げるものではなく、これら関連する情報を受けて、総務省が指定電気通信役務として指定するかについて検討することとなることから、指定電気通信役務の範囲の決定の手順における、「**代替役務が十分に提供されているかどうか**」の判断基準の考え方については**特段変更すべき事項はない**のではないか。**

○バンドル料金等について、「**電気通信事業分野における競争の促進に関する指針**」(06年5月、公正取引委員会・総務省)において示されているとおり、**基礎的電気通信役務、指定電気通信役務等に係るバンドルについては、バンドルされるサービスの料金を区別せずに設定することは契約約款変更命令や業務改善命令の対象となり得るが、指定電気通信役務を含むバンドルが、例えば大口顧客向けに相対取引される場合にはバンドル要素の個別料金が区別されていないこととなる可能性もある**。今後、必要に応じて、**意見申出を受けた市場モニタリング機能の強化、また、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の適宜の見直し等**により対応することが**適当ではないか**。

( バンドル料金等の詳細は後述)

■市場支配力と関連付ける考え方について

☆意見

EA ✓ 今後プライスカップの対象サービスとして想定される例:「利用者への利益に及ぼす影響が大きい」サービスとして携帯電話が挙げられる。

☆検討

○ 現行のプライスカップが対象とするサービスは、指定電気通信役務であり、第一種指定電気通信設備により提供されるサービスであることを前提とするところ、現行のボトルネック設備に基づく規制を継続する限りは、これを用いずに提供されるサービスを指定電気通信役務に整理することは出来ない。

○ 今後、「新競争促進プログラム2010」で指摘されている、指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の包括的な見直しを行う場合には、**別途、特定電気通信役務相当のもの等のフレームワークを検討**する必要があると考えられ、この場合、現状独占性を根拠に基準料金指数を設けることによりキャップを設けて実際料金指数を下げさせているサービスについては引続き現在のプライスカップ相当のものの対象となることも想定されるが、さらにその他のサービスについて**市場支配力濫用を最低限抑止するとの観点から、何らかの対応方策が想定されるか。**

(市場支配力に基づくドミナント規制が導入された場合、必ずしもボトルネック設備を用いて提供されるサービスが対象となるとは限らず、また、一定程度の競争が進展している局面も想定されることから、必ずしも現在のボトルネック性に起因する規制手法ほどには厳格性が必要とされないと考えられる。)

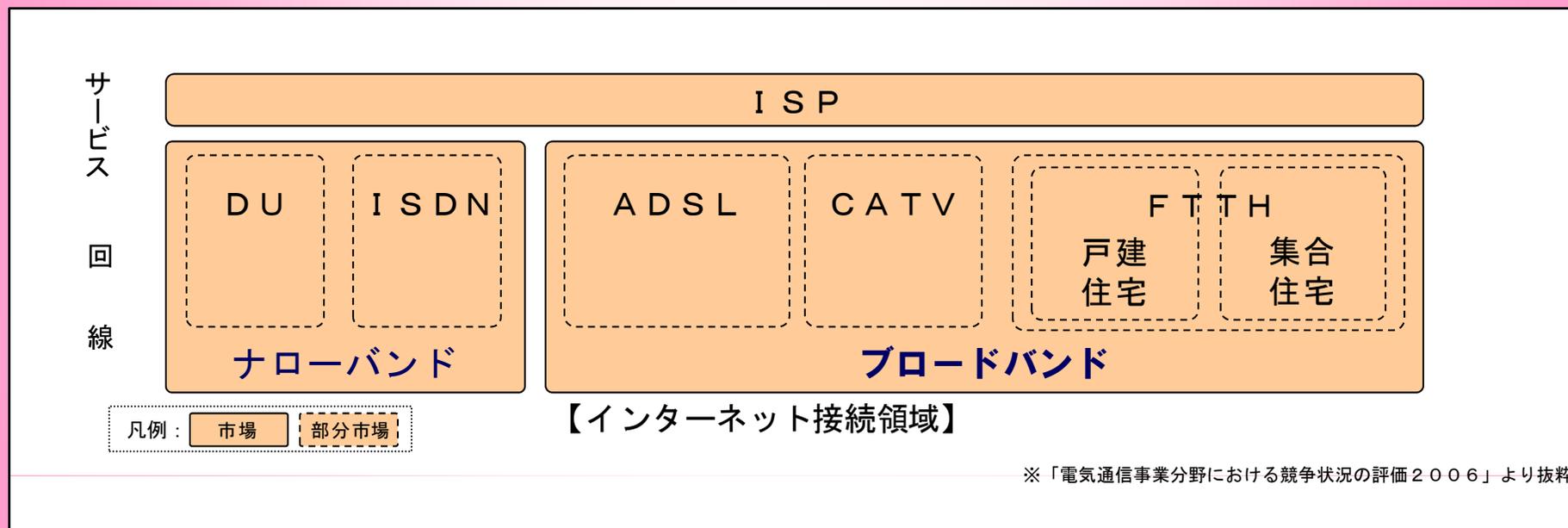
電気通信事業法に規定する現行の指定電気通信設備制度(ドミナント規制)においては、固定通信市場と移動通信市場をアприオリに区別する手法を採っているが、水平的・垂直的市場統合の進展により、従来は市場特性の相違が明確に存在していたために、固定通信市場と移動通信市場との間で市場支配力の濫用が同時に行われる可能性がないと考えられていた事情に変化が生じ、ドミナント事業者が1つの市場とこれに隣接する市場との間で市場支配力のレバレッジを働かせる場合や当該事業者が資本関係にある別の事業者と複数の市場(又は1つの市場)で共同的・一体的に市場支配力を濫用する可能性が生じており、ドミナント規制の見直しが求められている。(「ネットワークの中立性に関する懇談会 報告書」(07年9月))

■競争評価により画定される市場との関係について ①

現行の指定電気通信役務の判断基準であり、また、「市場支配力と関連付ける考え方」においても基準とされる市場シェアを引き続き勘案することを前提とする場合、競争評価において画定される市場との関係についてどのように考えるか。

☆意見

✓ (指定電気通信役務の指定の判断に際しての)市場の画定にあたっては、例えば光サービスについてはCATV・無線ブロードバンドサービスを含めた**ブロードバンド市場全体でのシェアで判断**するなど、競争評価における市場画定のように、**当該サービスと同等のサービスを含めた全体市場で捉える必要がある**と考えます。



※「電気通信事業分野における競争状況の評価2006」より抜粋

■競争評価により画定される市場との関係について ②

指定電気通信役務の判断基準である市場

- ✓ 個別サービス毎に分析単位(市場)を設定



利用者が選択可能なサービス間にどのような利用価値の違い(内容、効用、料金等)を見出しているのかという**需要の代替性等**を勘案。

競争評価において画定される市場

- ✓ 競争評価は、**一義的には指定電気通信役務の範囲を定めることを目的としているわけではなく、複雑化する競争状況を正確に把握するとともに、競争状況をめぐる認識を共有化し、行政の透明性や予見可能性を高めること等を目的として実施。**
- ✓ 単に代替役務が十分提供されているかどうかということだけではなく、**様々な定量的・定性的指標を多面的に分析することを想定。**

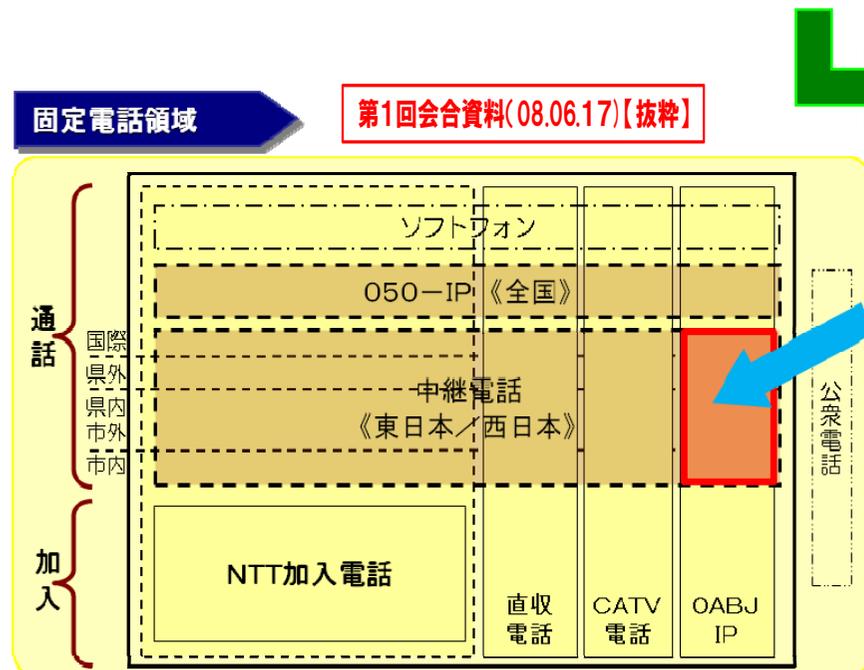


☆検討

- 双方のアプローチが**必ずしも一致する必要はなく**、指定電気通信役務の分析単位を検討するにあたっては、競争評価による市場画定を**参考情報として取扱うことが適当**ではないか。
- ただし、直近の競争評価結果(「電気通信事業分野における競争状況の評価 2006」)においても、「今後の注視事項」として、「FTTHへの移行が本格化するにつれ、ブロードバンド内におけるADSL市場やCATVインターネット市場からの競争圧力が弱まってくることが予想され・・・(中略)・・・(FTTHの)市場支配力の行使の可能性が高まることに留意する」と注意喚起しており、**結果的にFTTH市場において検討する指定電気通信役務の指定の考え方と接近していることに留意が必要**ではないか。

■競争評価により画定される市場との関係について ③

◆ NGN(次世代ネットワーク)が08年3月、ひかり電話網が08年7月に第一種指定電気通信設備として指定されたことに伴い、それぞれのネットワークを用いて提供されるひかり電話サービスについて、指定電気通信役務として指定すべきか否か検討。



- ✓ 競争評価の枠組み(「電気通信事業分野における競争状況の評価2006」)によれば、IP電話市場として、050-IP電話及びOABJ-IP電話を合わせて市場画定し、競争状況を分析しているが、加入電話(ISDNを含む。)及び050-IP電話の契約数が減少を続ける一方、OABJ-IP電話は、06年12月～07年12月の1年間でその契約数を倍増(335.5万件→680.3万件)させており、現在の市場の動向を勘案すれば、加入電話及び050-IP電話からOABJ-IP電話に利用者が流入している状況にあり、OABJ-IP電話は050-IP電話との間のみには競合関係があるとは考えられない。
- ✓ 競争評価において050-IP電話及びOABJ-IP電話を合わせたIP電話市場を設けているのは、インターネット接続市場との関連から視点の異なる市場画定を補完的に試み、多面的な分析を実施することを主眼としたものであるため。
- ✓ 結果として、OABJ-IP電話市場の通話部分における市場に注目して、ひかり電話の通話を分析単位とし、他事業者のOABJ-IP電話の通話を代替的な他事業者の役務とし、これらを合わせたものを分母として市場シェアを算出したのち、指定電気通信役務として指定。【左図参照】

☆検討

- 本例にかんがみても、指定電気通信役務の分析単位の考え方と競争評価の市場画定の双方のアプローチが必ずしも一致するものではなく、指定電気通信役務の分析単位を検討するにあたり、競争評価による市場画定を参考情報として取扱うことが適当と考えられるのではないか。
- 一方、今後新たに指定電気通信設備制度の包括的な見直しが行われた場合、「競争評価はドミナント規制の在り方を検証していくための評価手法を開発し、その制度的な枠組みを確立することを目的として開始されたもの」であり、市場画定における活用等が念頭に置かれているものであることから、競争評価の市場画定との関係はより緊密になるものと想定されるのではないか。

■ユニバーサルサービスと関連付ける考え方について ①

仮に、プライスカップの対象となるサービスが、いわゆるルーラル地域におけるユニバーサルサービスと一致するような場合、提供事業者の費用に着目するのではなく、「サービスの内容」、「利用者の範囲」にかんがみて、「利用者の利益に及ぼす影響が大きい」との利用者利益の確保に主眼を置き、例えば、サービスのアフォーダビリティ(低廉性)を基準とした上限を設定するとの手法についてどのように考えるか。

☆各社意見

NTT
東西

- ✓ アフォーダビリティはユニバーサルサービスの要件の一つであり、NTT東西の加入電話基本料及び公衆電話の料金は、アフォーダブルな水準であることが一般に認められているものと考えています。
- ✓ アフォーダビリティを基準とした上限を設定すべきとの意見は、ユニバーサルサービスに上限価格を定め値上げを抑制すべきという提案であるかと考えますが、アフォーダブルな料金水準を一意に設定することは難しいのではないかと考えられ、当社が今回プライスカップ対象として提案した加入電話基本料及び公衆電話について $X=CPI$ とする考え方も、結果として料金値上げに一定の歯止めがかかる仕組みの一つと考えます。

KDDI

- ✓ プライスカップ規制の目的は、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスであって、独占によって料金に市場メカニズムが働かないものについて、利用者を保護することにあることから、プライスカップの上限に「アフォーダビリティ」の考え方を反映することも検討に値すると考えます。しかしながら、「アフォーダビリティ」については、具体的な数値化の方法が極めて困難であることに留意する必要があります。

SB

- ✓ ユニバーサルサービス固有のアフォーダビリティのみを基準として利用者料金の上限を設定することは、アフォーダブルな利用者料金水準の設定が困難であることや基礎的電気通信役務は特定電気通信役務の一部に過ぎないこと等から、難しいものと考えます。
- ✓ しかしながら、現状のX値を算定して基準料金指数を算出する際には、収入と費用の予測を行うとともに、様々な視点での定性的要因を考慮する必要があることから、ユニバーサルサービス固有のアフォーダビリティをX値算定の際の考慮すべき要素の一つとして取り込むことは可能と考えます。
- ✓ ただし、ユニバーサルサービス固有のアフォーダビリティをX値設定の参考とする場合には、以下に挙げるような課題を解決することが必要と考えます。
 - アフォーダブルな利用者料金水準の判断が困難であること。
 - 電気通信事業法第21条に定める基準料金指数の条件「能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができる認められる水準の料金」と、アフォーダブルな利用者料金水準との整合性。
 - アフォーダブルな利用者料金水準で利用者料金の上限を設定することによる、ユニバーサルサービス費用負担拡大の可能性。

■ユニバーサルサービスと関連付ける考え方について ②

☆各社意見(続き)

EA

✓ **ユニバーサルサービス対象か否かの要件**は「国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国に提供が確保されるべきもの」である一方、**プライスカップの適用対象か否かの要件**は指定電気通信役務であることに加え、「利用者の利益に及ぼす影響が大きい」というように、現状は、**両者を直接的に結びつける制度的な枠組みは無いが、相互に補完関係にあることから、ユニバーサルサービスのアフォーダビリティを確保する概念を明確にするために別途新たな枠組みを検討すべき。**

☆検討

- プライスカップの対象サービスがユニバーサルサービスと一致することは、(第3回研究会での議論のとおり)**次期基準料金指数の適用期間においては基本的に想定されないが**、一般論としてユニバーサルサービスのアフォーダビリティを担保することについて、電気通信事業法第21条に定める基準料金指数の規定「**能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると思われる水準の料金**」では、**説明が困難。**
- アフォーダビリティを基準とした上限を設けることについて、利用者により捉え方が異なることから**利用者間でコンセンサスを得ることが難しく、アフォーダブルな利用者料金水準の設定には困難を伴うものの、方法論として、例えばある時点における料金水準による単純なキャップ等が想定されるのではない**か。
- プライスカップはそもそも料金値上げに一定の歯止めをかける仕組みと考えられ、また、少なくとも**現在のユニバーサルサービスの実際の料金水準がアフォーダブルと考えられることから、加入電話等が現行のプライスカップの対象である限りは、これにより、間接的にアフォーダビリティを担保し続けることが適当と考えられるのではない**か。
- **今後例えば加入電話を特定電気通信役務から外すことが適当と考えられ、引続きこれをユニバーサルサービスと整理しようとする場合には、過渡的にこれに対するアフォーダビリティを確保する必要が出てくる**ことが想定され、その際にはこれを**如何に担保するかが課題**となるのではないか。
- また今後、**PSTNからIP網へ移行し、フルIP化した段階においては、ユニバーサルサービスの対象がブロードバンドアクセス網を経由して一定の要件を満たすサービスが利用可能な状況**を確保する**ユニバーサルアクセスに移行**することも考えられる。これは、供給事業者(適格電気通信事業者)が現行の単一の主体(NTT東西)から多数の主体へと変容し、これらがユニバーサルアクセス確保を担っていくことを想定しているものであるが、今後、利用者料金に係るルールがこのような市場環境の変化と整合していくことも求められるのではないか。

「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」報告書概要



移行費用に対する政策支援措置(※)

	現在 (PSTNが主流)	過渡期 (フェーズ1) (PSTNとIP網が並存)	IP化 → フルIP化 (フェーズ2) (IP網への完全移行)	
サービス	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線アクセス 公衆電話 緊急通報 	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> フェーズ1では、ユニバーサルサービスの範囲に含めない ① 0ABJ-IP電話 → 信頼性、料金水準等 ② 050-IP電話 → ①に加え、通話品質 ③ 携帯電話 → 料金水準、利用実態 ☞ モビリティのあるサービスとして継続検討 	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> 0ABJ-IP電話の追加を検討 (ユニバ制度がIP化の障害とならないよう措置) 	<p>ユニバーサルアクセス</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの種類にかかわらず、ブロードバンドアクセス網を経由し、一定の要件を満たすサービスが利用可能な状況を確認
供給事業者 (適格事業者)	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西による提供を前提 	同左	同左	<p>複数の適格電気通信事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロードバンドアクセス網の提供者が該当 (地方公共団体等も対象) 最終的なサービス提供者の確保策の検討 (NTTの在り方の議論も踏まえ検討)
維持のための仕組み	<ul style="list-style-type: none"> PSTNを前提としたコスト算定(ベンチマーク方式) 電気通信番号数に応じたコスト負担制度 	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> あまねく電話責務のため、加入電話契約数が減少しても、ユニバーサルサービスコストは容易に減少しない。(→ 光IP電話等に移行した回線をメタル加入者回線として補てん額の算定上考慮 等) 電気通信番号数に応じた負担は維持 	同左	<p>コスト算定方法・負担方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の伝送形態(有線・無線 等)を対象とした場合のコスト算定方法を検討 ユニバーサルアクセスの概念を導入する場合の受益者の考え方、コスト負担方法等を検討
その他	<ul style="list-style-type: none"> プライスカップ (料金低廉性確保のため) 	同左	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> 低廉性の適正水準は別途検討 	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルアクセスの概念を導入する場合の料金低廉性と地域間格差の許容範囲の確保方法を検討

(※) NTTが2010年を目途に公表する移行計画を踏まえ検討

■バンドル料金等について ①

- ・仮に競争的サービスと独占的サービスの料金が区別されずにバンドルサービスが提供されることにより、独占的サービスから競争的サービスへの不当な内部相互補助が行われ、競争的サービスがコストを下回る料金で提供されたとすれば、これを検証することが困難。
- ・我が国では、市場が拡大傾向にあるサービスを含むバンドルの場合(指定電気通信役務が関わるもの)、バンドル要素の料金を区別してそれらの料金を明確とすることにより、個別サービスの収支を明らかにし、一定期間赤字が継続していないか監視することにより不当廉売(プライスフロア(下限価格)を下回る料金によるサービスの提供)を確認すると同時に、バンドルによる不当な内部相互補助を牽制・抑止する手法を取っているが、他に適切なアプローチがあるか。

■電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(06年5月、公正取引委員会・総務省)

II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

第1回会合資料(08.06.17)

第3 電気通信役務の提供に関連する分野

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(ア) 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が設定する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に係る以下のような契約約款については、電気通信事業法に基づく契約約款変更命令が発動される(同法第19条第2項及び第20条第3項)。

f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

(例)

- ⑪ 指定電気通信役務とあわせて他の指定電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定すること。
- ⑫ 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務とあわせてこれらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該これらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務の料金とを区分せずに設定すること。

(ウ) 電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については業務改善命令が発動される。(電気通信事業法第29条第1項第2号から第7号まで)

f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

(例)

- ⑩ 電気通信役務とあわせて電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該電気通信役務以外の料金とを区分せずに設定することにより、他の電気通信事業者との間における不当な競争を引き起こすこと。

■バンドル料金等について ②

☆各社意見

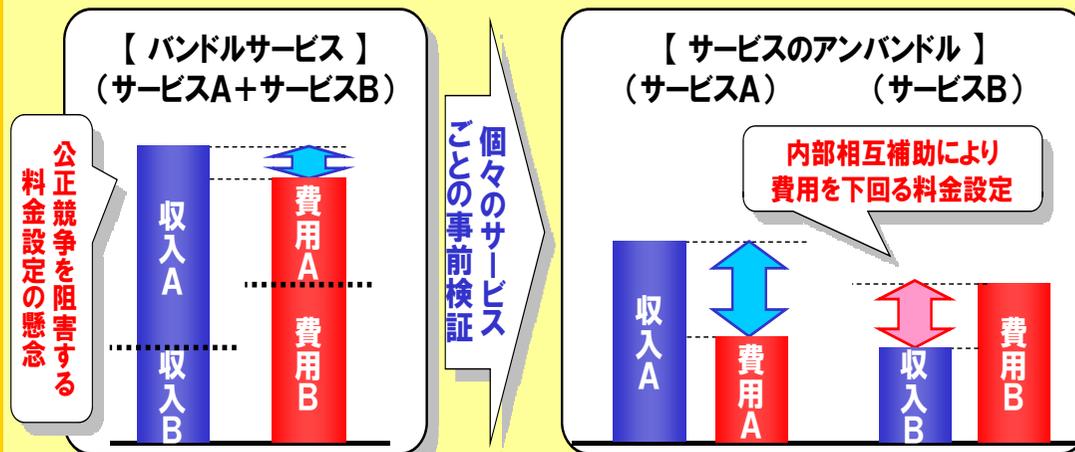
KDDI

- ✓ ボトルネック設備を保有する事業者については、グループ会社を通じた**市場支配力**や**サービスの独占性**を梃子に**競争を阻害し、お客様利益を損なわないよう監視**することが必要。
- ✓ したがって、市場に与えた影響を事後的に検証し、是正できる方法を、**あらかじめ十分に検討・具備した上でなければ、バンドル料金による提供は認められるべきではない。**

SB

- ✓ (事務局注:現在の「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」で求めるバンドル要素の料金の区別を前提としつつも)**市場支配的事業者**によるバンドルサービスは、**公正競争を阻害する可能性が高い。**
- **事前規制**(届出・認可)を行うことを検討すべき。
- **個々のサービスごとの収入・費用の検証**を可能とする会計制度整備が必要。

市場支配的事業者内/市場支配的事業者相互間におけるバンドルサービスの問題点



【第2回会合(08.07.11)ソフトバンクプレゼン資料から抜粋】

EA

- ✓ **新しい料金体系**に対する課題
 - 独占的サービスから競争サービスに対する**内部相互補助**
 - 電気通信役務利用放送法に基づくサービスなど、**通信以外のサービスとのバンドル**



- ✓ 検討する上での必要な観点
 - 独占的サービスのバンドルサービスにおいては、**サービス毎の料金の明確化**を求める枠組みは**引き続き重要。**
 - **通信以外のサービスとの連携**も念頭においた料金政策の検討

■バンドル料金等について ③

☆検討

○「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」において、

- ①指定電気通信役務とあわせて他の指定電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定すること
- ②基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務とあわせてこれらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該これらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務の料金を区分せずに設定すること
- ③電気通信役務とあわせて電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該電気通信役務以外の料金を区分せずに設定すること

は、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものとして、**契約約款変更命令又は業務改善命令が発動されることとされている。**

○バンドルに関する上述のルールについては、現下の状況にかんがみれば**特段変更する必要性は認められず**、今後とも当該ルールが適正に運用されることが求められるのではないか。

○NGN(次世代ネットワーク)が08年3月末からサービス開始したことにより、**今後映像サービスが付加されたサービスのバンドルが多く提供されていくことが想定されるが、上述の③が契約約款変更命令又は業務改善命令が発動されることとなることから、留意が必要ではないか。**仮にこの他に問題点が顕在化する場合には更なる検討の必要があることから、**引き続き注視することが適当ではないか。**

○他方、今後、水平的・垂直的市場統合が進展する中で、**従来バンドルサービスと考えられていたものが、スタンドアロンサービスとも捉えられ得ることも想定され、その際、事業者に対して従前のおりバンドル要素の料金を区別することを求め続けることが不適切と判断されることも想定される。**その際には、**例えばバンドル要素の料金を区別することを求めず、事後的に疑義が生じた場合、一体的なスタンドアロン料金として検討し、プライスフロア(下限価格)をクリアしているかを事業者に拳証させ、仮にそれが他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものである場合に契約約款の変更命令又は業務改善命令を発動するなどのセーフガード措置を確保することが必要と考えられるのではないか。**

■プライスフロア(下限価格)について

カナダ

- ◆大規模ILEC(既存キャリア)の提供する一定のサービスについて全てインピュテーションテストを実施することとしており、**プライスフロアの検証を厳格**に行っている。
- ◆これは大規模ILEC以外の事業者によるサービス提供が少なく、**競争がそれほど進展していないことから政策的に選択されている施策**と考えられる。
- ◆また、サービスをバンドルする中で、利用者にとって**バンドル要素の料金が不分明**となり、**独占的サービスから競争的サービスへの不当な内部相互補助**により、**競争的サービスがコスト以下**の料金設定とされることがある。

日本

- ◆民間事業者のイニシアティブが最大限に発揮され、柔軟に事業展開がなされるよう促進するとの観点から、事業参入の許可等の事前規制を全般的に廃止しており、仮に料金が一時的に原価(プライスフロア)を下回ったとしても一概に反競争的であるとはせず、反競争的料金であるかどうかは、事業者の意図等個別事情を判断し、必要に応じて事後的に契約約款の変更命令又は業務改善命令を発動することとしている。
- ◆バンドル料金については、現在、基礎的電気通信役務、指定電気通信役務等の**バンドル要素を区別することを求め、個別サービスの収支を明らかにし、一定期間赤字が継続していないかを監視**する手法を取っている。

☆検討

- バンドル料金であるか否かを問わず、プライスフロアについて、独占的サービスに課すこととすれば、**競争事業者が当該サービス市場に参入することが促進される**が、この観点は、我が国の電気通信市場に対しても含意があるとも考えられる。
- しかしながら、我が国のアプローチは上述のとおりであること、また、継続的にプライスフロアを設けた場合、NTT東西はプライスフロアに貼り付く形で料金設定を行い、競争事業者はプライスフロアよりわずかに低い料金設定を行って、そのまま動くことなく料金が硬直化する可能性があるとの負の側面も想定されることから、**当面プライスフロアの導入の必要性は少ない**のではないかと。
- ただし、(前頁において記載した)バンドル要素の料金の区別を求めることが不適切となるような局面においては、NTT東西が新たに独占的サービスを開始することと符合することも想定されることから、事後的に疑義が生じた際に、**一体的なスタンドアロン料金として捉え、事業者にプライスフロアを拳証させる等のセーフガード措置を確保することが必要**となるのではないかと。

カナダにおける料金政策について

- カナダ・ラジオテレビ電気通信委員会(CRTC)は、大規模ILEC及びその他ILECの提供するサービスの料金について、サービス区分毎に、構成要素レベル、バスケットレベルの両レベルでプライスカップを設定。また、大規模ILECの提供するサービスの料金について、プライスフロアを設定。これらは料金の認可時に審査。
- 一方、市内通信サービスについて、交換機単位で競争の進展が認められる場合、料金認可、プライスカップ及びプライスフロア等を差し控える旨を決定。

プライスカップ(大規模ILECに係るもの)

主な対象サービス区分	規制内容
高コスト地域以外における住宅用基本サービス(付加サービスを除く)	・現行料金でキャップ(構成要素レベル)
高コスト地域における住宅用基本サービス(付加サービスを除く)	・CPI※+0(構成要素レベル) ※5%を上限
事務用サービス	・CPI+0(バスケットレベル)及び10%/年(構成要素レベル)
その他キャップ対象サービス	

プライスフロア

既存事業者がコスト以下の料金でのサービス提供が求められないことの確保、顧客間の不当な差別的取扱いの防止、反競争的な価格設定の防止を目的として、大規模ILEC6社の一定のサービス(区域内通話、番号通知、番号案内等)にプライスフロア規制を実施。

- インピュテーションテスト(個別サービス):
コスト以下でのサービス提供を禁止。コストの定義は構成要素により異なる。
(例: Essential Service Component については料金をコストと見なし、他のサービスについては長期増分費用方式により算定(Phase II コスト)。)
- バンドル料金ルール: コスト以下でのサービス提供を禁止。コストの定義はバンドル構成要素により異なる(同上)。
- ボリューム・長期契約料金セーフガード:
 - (1) アクセスサービス: サービスレベル、料金バンド(級局)レベル、最低単位当たり料金レベルでインピュテーションテストを実施。
(サービスの総収入、料金バンド毎の収入、最低単位当たり料金の収入がそれぞれのコストを下回らないことを確認。)
 - (2) アクセスサービス以外: サービスレベルのみでインピュテーションテストを実施。(サービスの総収入がコストを下回らないことを確認。)

市内通信サービスに係る規制の差し控え

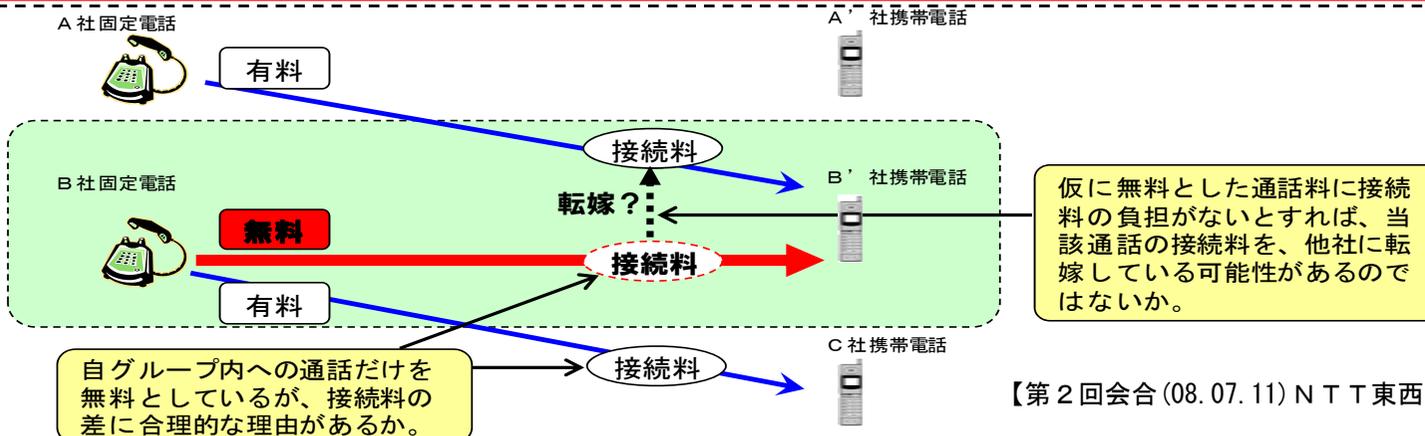
06年4月、CRTCは市内通信サービスに係る規制の差し控え(forbearance)に関する決定(CRTC2006-15)を発表。大規模ILEC6社が提供する住宅用・事務用市内通信サービスに係る規制について、交換機単位で競争が十分に進展していると認められる場合、料金の認可、プライスカップ及びプライスフロア規制等を差し控えるもの。ただし、差し控えを行っても、低所得者等に対するセーフガードの観点から、住宅用の基本料等について、料金変更の際、差し控え時に認可されている料金を上限(price ceiling)とするとともに、料金変更後14日以内のCRTCへの報告及び公表を義務付け。

■新しいビジネスモデルに対応した料金について ①

☆各社意見

- ✓ 今後のICT産業は、競争の進展とともに、技術革新やユーザーニーズの多様化・高度化に応じて様々なサービス・技術・ビジネスモデルが出現し、業種業界を跨り大きく変化して行く可能性を秘めています。
- ✓ こうした変化の中で、上位レイヤーにおいて市場支配力を有するプレイヤーが垂直統合型サービスにおいて市場支配力を行使することも想定されることから、競争中立性を確保するためには、**通信レイヤーを起点としたレバレッジに着目するだけでなく、上位レイヤーの事業者による市場支配力の行使等についても検討**を深める必要があると考えます。
- ✓ また、固定電話市場においては、**自社の携帯電話との無料通話を「テコ」に、固定電話ユーザの獲得をめざし、自社内や自社グループ内の固定電話・携帯電話相互間の通話を無料にするといったバンドルサービス**が登場してきています。
- ✓ こうしたバンドルサービスについては、
 - ・接続料の差に合理的な理由がなく、自グループ内への通話だけを無料とし、他社グループへの通話を有料とすることは、**差別対価、不当販売に当たらないのか**、
 - ・仮に無料とした通話料に接続料の負担がないとすれば、**当該通話の接続料を他社に転嫁**している可能性があるのではないか、
 - ・これらについては、サービスが指定役務か非指定役務かに関わらず、他の電気通信事業者との間に**不当な競争を引き起こす可能性**があるのではないか、
 といった懸念があると考えます。

NTT東西



【第2回会合(08.07.11)NTT東西プレゼン資料から抜粋】

■新しいビジネスモデルに対応した料金について ②

☆各社意見(続き)

KDDI

- ✓ 広告収入により電気通信サービスのコストを賄うビジネスモデルについて、ポトルネットワーク設備を保有する事業者については、**グループ会社を通じた市場支配力やサービスの独占性を梃子に競争を阻害し、お客様利益を損なわないよう監視**することが必要。
- ✓ したがって、市場に与えた影響を**事後的に検証し、是正できる方法を、あらかじめ十分に検討・具備した上でなければ、広告モデルによる提供は認められるべきではない。**

EA

- ✓ バンドル／広告収入型サービスにおいて、**利用者料金が明示されないことが課題。**
- ✓ 独占的サービスを含むバンドルサービスにおいては、**サービス毎の料金の明確化を求める枠組みが引き続き重要**

☆検討

- 一般論として、「電気通信事業者が電気通信設備の接続」等「の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき」は、**業務改善命令の対象となり得る**(電気通信事業法第29条第1項第10号)、また、第二種指定電気通信設備を設置する事業者の接続約款が、「特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするもの」に該当する場合、**約款変更命令の対象となり得る**(電気通信事業法第34条第3項第6号)。
- また、同様に一般論として、B'社が料金設定する場合、B'社携帯電話へ発信するA社固定電話ユーザーとB社固定電話ユーザーの通信料金が異なることについて、「電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき」や「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」に該当する場合は、**業務改善命令の対象となり得る**(電気通信事業法第29条第1項第2号、第5号)。
- PSTNからIP網への移行に伴い縮小傾向にある固定通話を、固定・携帯間の通話料の割引等により携帯通話と連携させることで強化する、との近時の電気通信事業者による事業戦略に基づく動きについては、例えば**一定期間これを監視**すること等により、接続料の差の有無等を含めて個別に検討すべき事案であることから、**引き続き動向を注視する必要があるのではないか。**

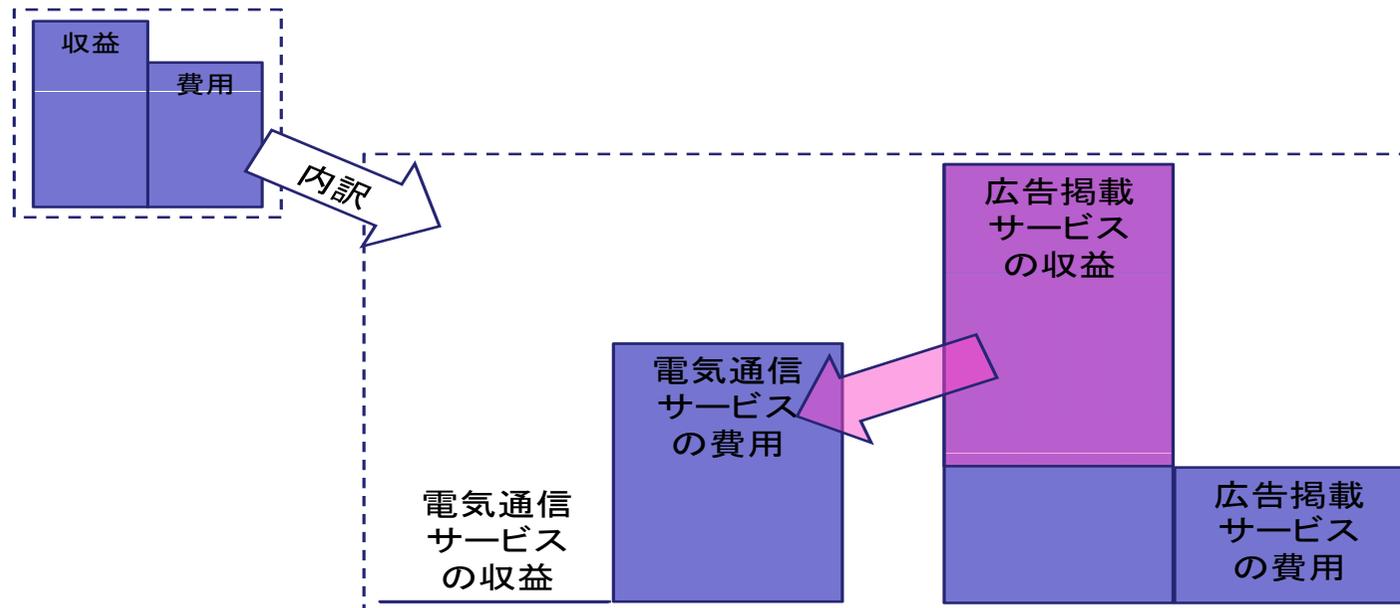
■新しいビジネスモデルに対応した料金について ③

☆検討

- 広告収入により電気通信サービスのコストを賄うビジネスモデルについて、そのようなビジネスを行う主体が独占的サービスを提供している場合、その**独占性**を背景とした**広告掲載サービスの収益**により、**電気通信サービスのコストを賄うことが可能**となる【下図参照】。
- 従前は、**電気通信事業に係る収支のみを監視**することにより、**独占的市場から競争的市場への不当な内部相互補助等の牽制・抑止**を図るとの手法を採ってきたが、今後、**広告収入により電気通信サービスのコストを賄うビジネスモデルが多数**出てくる場合には、**電気通信事業に係る収支にとどまらず、広告掲載サービスに係る収支をも監視**することが求められることも想定され、その場合には、今後、例えば**電気通信事業会計制度等会計の側面からの見直し**等が必要となるのではないかと考えられる。

広告収入により電気通信サービスのコストを賄うビジネスモデルの例

第1回会合資料(08.06.17)



■その他

新競争促進プログラム2010においては、「新しい料金体系が多数登場してきている中、利用者利益の保護を図る観点から、料金設定に係る不適正事案について情報収集を行い、適宜、当該事案を基にガイドラインを策定するほか、利用者保護法制の拡充、標準的料金バスケットの開発等について、適宜検討を行う」とされているが、具体化可能又は具体化すべき事項はあるか、また、その他ブロードバンド化、IP化の進展による電気通信市場の動的な環境変化を踏まえた課題があるか。

☆意見

KDDI

基本的考え方

- ✓ 利用者保護は重要であり、企業にとっても、料金の分かりやすさを含めた**お客様満足度の向上は、自由競争市場において重要な要素。**
- ✓ 利用者保護政策を検討するにあっても、利用者の利便が、市場における**各企業の創意工夫に委ねることで向上していくもの**であることへの配慮が必要。



- ✓ 現行制度で対処できない利用者料金にかかる不適正事案への対応については、**新たなガイドラインによらず、重要事項説明(事業法26条「提供条件の説明」)や「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」等、既存のルールの見直しを図るなかで対応することが適当。**
- ✓ 料金の分かりやすさは、各事業者にとって顧客満足度を高める観点から重要な要素であり、**各事業者が自ずと工夫するもの。**また、これに加え、開示されている情報を元に、WEB等で個人や民間企業が様々な工夫を凝らした比較を行っている状況。**標準的料金バスケットを開発するのではなく、民間による自由な取組みに委ねることが適当。**

東京
地縛連

- ✓ 携帯電話のポケット料金について、定額のポケット使い放題のメニューがある一方、利用形態によってはこのような**定額制が適用されず、定額料金を大きく超えた高額を請求される事例があり、料金の算定根拠が不分明。**



KDDI

- ✓ **携帯機器をパソコンに接続してデータサービスを提供する場合に定額制料金が適用されない場合があり、このようなサービス形態について契約時に利用者へ周知を徹底し、また、大容量のリッチコンテンツをアップロード又はダウンロードする利用者ニーズの増大及びネットワークの高速化・大容量化に伴い、益々ネットワークの効率利用が可能となっている現状に鑑みれば、ポケット料金の算定手法を今後抜本的に見直すことも検討したい。**

■その他

☆検討

- **料金設定に係る不適正事案について情報収集を行い、当該事案を基にガイドラインを策定することについては、(前頁の指摘のとおり)現状特段のニーズは伺われないことから、既存の電気通信事業法上のルール等を適正に運用しつつ、引続きその必要性について検討していくことが適当ではないか。**
- **また、標準的料金バスケットの開発については、リアルタイムで比較データが現行化されない場合、利用者利益を阻害する可能性があることや、各事業者がバスケットの要素とされたものみに焦点化して料金を引き下げる等の負の側面も想定されることから、当面は民間部門が行っている自由な比較に委ねることとし、引続き、標準的料金バスケットの開発の必要性について検討していくことが適当と考えられるのではないか。**
- **携帯電話のパケット料金については、携帯機器をパソコンに接続して利用する場合、携帯機器により直接データをアップロード又はダウンロードする場合と比較して、大容量のデータが伝送され得ることから、定額制料金が適用されない場合があるが、このようなサービス形態による差異を背景とした料金差について契約時に利用者への周知が徹底されているか、今後注視していく必要があるのではないか。**
- **なお、現在、上述のような事項は、一義的に「電気通信サービス利用者懇談会」(08年4月～)において討議されていることから、ここでの議論と整合性を図りつつ、行政として適時適切に対応することが求められる。**